

産科医等確保支援事業費補助金のQ & A

静岡県健康福祉部医療局地域医療課

令和7年10月

産科医等確保支援事業費補助金のQ & Aです。申請の際の参考にしてください。

＜補助金申請全体について＞

Q 1：当院では、分娩手当の支給に係る就業規則の改正時期が6月以降ですが、改正後就業規則の適用を4月1日として、産科医等に対し4月分まで遡って手当を支給しようと考えています。

このような場合、4月分から補助対象経費に計上して良いのでしょうか。

A 1：就業規則の改正が4月1日に適用され、手当が遡って支給されるのであれば、4月1日分から計上して差し支えありません。

ただし、当該事業における年度の区分は4月1日から翌年3月31日までに取扱った分娩にかかる手当分となりますので、前年度以前に取り扱った分娩にかかる手当については、当該年度の対象経費に含めることはできません。

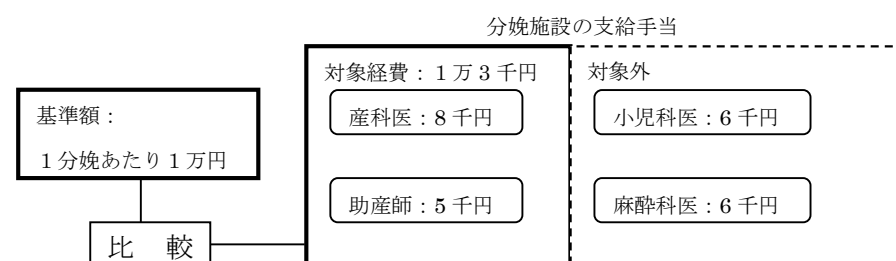
Q 2：当院では、常勤の産科医以外にパートや派遣で雇用している産科医や助産師に対しても手当等を支給していますが、これを補助の対象経費に計上しても良いのでしょうか。

A 2：就業規則や雇用契約書などの文書に手当について明記されており、かつ、実際に貴院から当該職員に対して手当が支給されていることが確認できれば、対象経費に計上して差し支えありません。

Q 3：当院では、産科医、助産師以外に分娩に携わった麻酔科医、小児科医にも手当を支給していますが、補助金の申請において、どのような取扱いになるのでしょうか。

A 3：手当への補助にあたっては、基準額（1分娩あたり1万円×分娩件数又は1帝王切開あたり1万円×帝王切開件数×従事した医師数（2名まで））と、対象経費（分娩に携わった産科医等に対する手当又は帝王切開に携わった産科医等に対する手当）を比較して少ない方の金額を選定しますが、麻酔科医、小児科医等については、いずれの手当についても、当該補助事業の対象外であるため、対象経費に含めることができません。

○ 対象経費の比較イメージ図（分娩手当の例）



この場合の補助額は

1万円（1万円＜1万3千円）×1／3（補助率）×分娩件数 となります。

（注）実際は1分娩ごとに比較を行うのではなく、年間の分娩件数にかかる対象経費と基準額をそれぞれ積み上げたもので比較します。

Q 4：双子の分娩を取り扱った場合は、分娩件数は2件と数えて良いのでしょうか。

A 4：双子の分娩を取り扱った場合については、当該事業の基準額の算定にあたって、分娩件数2件と計上して差し支えありません。

ただし、対象経費については、実際に病院、診療所又は助産所での支給方法に応じて計上してください（実際に1件分しか支給していない場合は、基準額に合わせて対象経費を2倍にしないでください。）。

なお、多胎の場合の帝王切開手当等については、1回の手術につき1件となります。

また、死産（妊娠22週以降）についても、分娩件数に計上して差し支えありません。

Q 5：個人で産婦人科診療所を開設している院長です。

自分でも分娩を取り扱っているのですが、会計処理上、診療所の収支差が私の収入となり、自分への給与（手当）を費用に計上することができません。

このような場合、自分は分娩又は帝王切開を取り扱っても補助の対象とはならないのでしょうか。

A 5：以下の条件に当てはまる場合に、院長御自身の分も補助対象とすることができます。

- ・ 現在雇用している他の産科医や助産師に対する手当等について、雇用契約書等に明記し、支給している場合
- ・ 現在は他の産科医師を雇用していないが、雇用した場合の分娩手当の支給について、雇用契約書等に定めがある場合

補助額は

「他の産科医や助産師に対する分娩手当単価×院長自身を取り扱った件数」と「補助基準単価1万円×院長自身を取り扱った件数」を比較して少ない金額に1／3を乗じた金額（1000円未満切捨）になります。

なお、帝王切開手当等についても同様となります。

Q 6：当院は医療法人が運営しています。

法人の役員も産科医として分娩を取り扱っていますが、役員報酬は毎月定額であり、分娩又は帝王切開の取り扱いごとの手当支給はありません。

このような場合、役員は分娩又は帝王切開を取り扱っても補助の対象とはならないのでしょうか。

A 6：役員報酬に定額の分娩手当又は帝王切開手当相当額を含んで支給している場合は、役員の方の分も補助対象とすることができます。

（例）

役員報酬規程や理事会議事録等において、「・・・役員報酬は、月額〇〇円（分娩手当△△円分及び帝王切開手当□□円分を含む）とする。」等の記載により、役員報酬に定額の分娩手当・帝王切開手当が含まれていることを明記している。

補助金交付申請時に、役員報酬に手当相当額が含まれていることが確認できる書類を提出してください。

補助額は、

「役員報酬に含まれる分娩手当相当額×役員の方が分娩を取り扱った月数」と「補助基準単価1万円×役員の方が取り扱った件数」を比較して少ない金額に1／3を乗じた金額（1000円未満切捨）になります。

なお、帝王切開手当等についても同様となります。

Q 7 : 産科医等確保支援事業費補助金交付要綱では、補助対象施設を分娩費用が 55 万円未満であると規定していますが、分娩費用はどのように算出すれば良いのでしょうか。

A 7 : 貴院で、初産の妊婦が平日の昼間に正常分娩した場合、妊産婦が負担する入院から退院までにかかる分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料、処置料・注射料・検査料、産科医療補償制度の掛け金などの標準的な金額を算出してください。

なお、妊産婦が任意に選択できる記念品や特別料理などの付加サービスは除外されますが、全病床個室の施設における個室料金や食事料など、妊産婦に選択の余地がないサービスは標準的な金額に含めてください。

また、当該事業においては、分娩の正常・異常を問わず補助対象となります。

Q 8 : 年間の分娩件数又は帝王切開件数や手当の支給額については、どのように見込めば良いのでしょうか。

A 8 : 補助金の申請時には、過去の実績や事業計画等に基づき当該年度の見込みを算出してください。

なお、実際に交付する補助金額は、翌年度 4 月 10 日まで（※）に提出する実績報告によって報告される実際の分娩件数や手当の支給実績に基づき計算しますが、原則として交付決定額が補助額の上限となるため、実績報告額が交付決定額を上回った場合も補助金の追加交付はありません。

ただし、実績が交付決定額を上回ることが当該年度内の別に定める日までに明らかになった場合は、産科医等確保支援事業費補助金交付要綱第 6 に基づき、交付決定額の増額に関する変更の承認申請を行っていただくことが可能です。変更の承認申請内容が適正と確認できた場合には、本県の予算の範囲内において、交付決定額を変更（増額）し、通知します。

※実績報告の期限は原則 4 月 10 日ですが、年度によって変動する場合があります。

Q 9 : 実績が、A 8 記載のとおり変更（増額）した交付決定額を上回った場合には、補助金の追加交付は受けられないのでしょうか。

A 9 : A 8 記載のとおり、原則として、実績報告額が交付決定額を上回った場合も補助金の追加交付はありませんが、一方で、当年度 3 月 31 日までの分娩や帝王切開の件数を正確に予測することは不可能であるため、交付決定額を上回る実績に関する報告内容が適正と確認できた場合には、本県の予算の範囲内において、当該実績に基づき交付確定額を計算し、通知します。

ただし、産科医等確保支援事業費補助金交付要綱第 1 に記載のとおり、産科医等確保支援事業費補助金は、予算の範囲内において交付する補助金であるため、交付確定時に交付額を確実に増額するとお約束することはできません。

＜帝王切開手当等の補助金申請について＞

Q10：就業規則に分娩手当の規定はありますが、帝王切開手当の規定がない場合、補助金の申請はできないのでしょうか。

A10：分娩手当への補助金については申請可能ですが、帝王切開手当への補助金の申請はできません。

Q11：当院の就業規則に分娩手当はありませんが、帝王切開手当等に該当する手当の規定があります。この場合、帝王切開手当等のみの補助金申請は可能でしょうか。

A11：申請できません。帝王切開手当等への補助金は、分娩手当等への上乗せ加算の位置づけとなるため、分娩手当の補助金申請があることが前提となります。

Q12：当院では、分娩手当と帝王切開手当両方の支給がありますが、分娩1件に対して、帝王切開手当を支給する場合は、分娩手当を支給しないこととしています。この場合、帝王切開手当の補助金申請は可能でしょうか。

A12：分娩手当の支給を前提としない帝王切開手当は、帝王切開手当の補助金申請の対象になりません。

ただし、当該帝王切開手当に分娩手当を含んで支給している場合には、帝王切開手当単価から分娩手当相当分を差し引いた金額を帝王切開手当分の単価とみなし、申請することが可能です。

この場合、申請書様式第3号「2 分娩件数」の欄には、帝王切開も含めた件数を記載してください。

○上記の場合の事業経費の算出例

(1) 設定

就業規則で定める 手当の単価	分娩手当 10,000 円 … (a) 帝王切開手当 20,000 円 … (b)
手当の支給対象となる 分娩等の件数	通常分娩 100 件 帝王切開をする分娩 50 件 ※2人に支給、分娩手当の支給はなし 合計 150 件

(2) 考え方

この場合において、帝王切開分の単価は、

$$\bullet \text{ 帝王切開手当単価 } 20,000 \text{ 円 (b)} - \text{ 分娩手当単価 } 10,000 \text{ 円 (a)} = 10,000 \text{ 円} \quad \cdots \quad \text{(c)}$$

各手当の事業額は、

$$\bullet \text{ 通常分娩分の分娩手当 } 10,000 \text{ 円 (a)} \times 100 \text{ 件} = 1,000,000 \text{ 円} \quad \cdots \quad \text{①}$$

$$\bullet \text{ 帝王切開分の分娩手当 } 10,000 \text{ 円 (a)} \times 50 \text{ 件} = 500,000 \text{ 円} \quad \cdots \quad \text{②}$$

$$\bullet \text{ 帝王切開手当 } 10,000 \text{ 円 (c)} \times 50 \text{ 件} \times 2 \text{ 人} = 1,000,000 \text{ 円} \quad \cdots \quad \text{③}$$

$$\rightarrow \text{ 分娩手当の事業額 } \text{①} + \text{②} = 1,500,000 \text{ 円}$$

$$\rightarrow \text{ 帝王切開手当の事業額 } \text{③} = 1,000,000 \text{ 円} \quad \text{となる。}$$

(3) 様式への記入例

様式第3号「2 分娩件数」の記入例

当該年度の分娩取扱（見込）件数	150 件
うち分娩手当等の支給対象となる分娩件数	150 件

様式第3号「3 分娩手当等の単価及び職種別支給状況」の記入例

対象職種等	手当の対象となる 分娩件数（職種別）（A）	手当単価 （B）	分娩手当等支給額 （A×B）
医師	① 分娩手当（通常分娩分） 100	①10,000 円	①1,000,000 円
	② 分娩手当（帝王切開分） 50	②10,000 円	②500,000 円

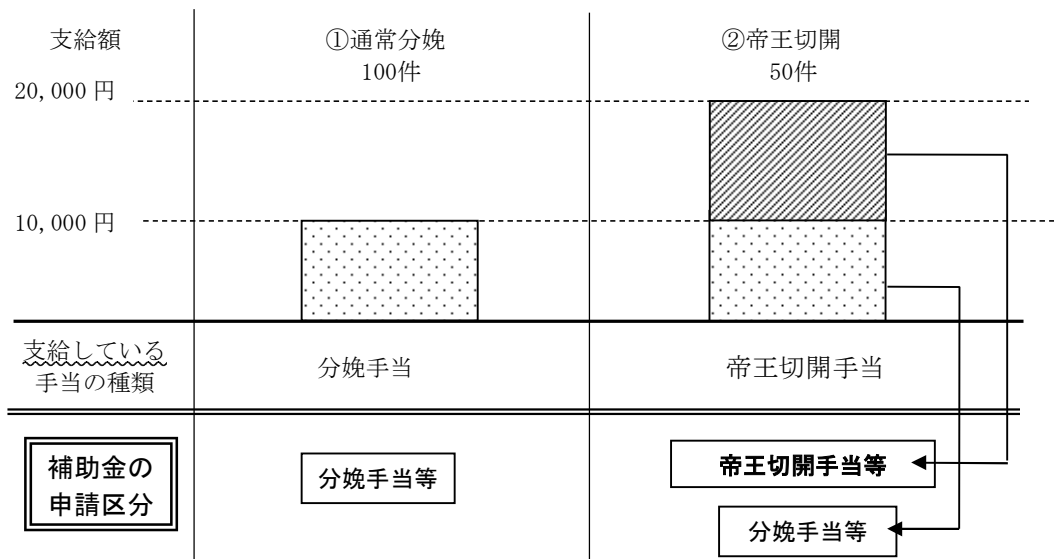
様式第3号の2「1 帝王切開件数」の記入例

当該年度の帝王切開実施（見込）件数	50 件
うち帝王切開手当等の支給対象となる帝王切開件数	50 件

様式第3号の2「3 帝王切開手当等の単価及び支給状況」の記入例

区分	帝王切開件数 （A）	配置医師数 （B）	手当単価 （C）	帝王切開手当等支給額 （A×B×C）
区分なし	50	2	10,000 円	1,000,000 円

<イメージ図>



Q13：当院の就業規則では、分娩手当として、「正常分娩手当」と「ハイリスク分娩手当」の2種類を規定しています。ハイリスク分娩手当では、通常の正常分娩手当支給額にハイリスク対応分を付加しています。ハイリスク分娩手当を、要綱に定める「帝王切開手当等」とみなして良いのでしょうか。

A13：手当の支給対象の規定によります。

就業規則において、医師以外にも支給する手当であれば、分娩手当等とみなします。
要綱で規定する分娩手当等とは、分娩を取り扱った場合に支給される手当であり、対象となる分娩は正常分娩のみに限定していないほか、助産師への支給も対象としています。
一方、帝王切開手当等の場合は、分娩手当等に加えて、帝王切開を実施する医師のみを対象として支給される手当となっています。ハイリスク分娩手当が医師のみに支給されている場合は、分娩手当等ではなく、帝王切開手当等とみなすことになります。
なお、ハイリスク分娩手当が帝王切開手当等に該当する手当であって、この手当に分娩手当に相当する手当が含まれている場合については、別途、分娩手当等が医師に支給されている必要はありません。

Q14：当院ではQ12の「ハイリスク分娩手当」を規定していますが、帝王切開手当加算への申請はどのようにすれば良いのでしょうか。

A14：就業規則において、正常分娩手当にハイリスク分娩への対応に対する付加価値（金額）を上乗せして支払う「ハイリスク分娩手当」を規定している場合、補助金の提出書類に記載する事業経費としては、支給されたハイリスク分娩手当のうち、帝王切開対応分のハイリスク分娩手当の事業経費から、正常分娩手当相当分の事業経費を除いた額を「帝王切開手当等」としてください。

○事業経費の算出例

（１）設定

就業規則で定める手当の金額	正常分娩手当 10,000 円 ハイリスク分娩手当 30,000 円
手当の支給対象となる分娩等の件数	正常分娩 10 件 帝王切開をしないハイリスク分娩 5 件 帝王切開をするハイリスク分娩 5 件 ※1 人に支給 合計 20 件

（２）考え方

この場合において、帝王切開に対する手当の事業経費は、

ハイリスク分娩手当 30,000 円

を

ハイリスク分娩手当（正常分娩手当に相当する分） 10,000 円
ハイリスク分娩手当（帝王切開に対する付加価値分） 20,000 円

に分けて計算する。

(3) 計算の仕方(例)

項 目	産科医等確保支援事業	帝王切開手当等加算
関連する様式	様式第2号、様式第3号	様式2号、様式第3号の2
①正常分娩手当	10,000円×10件 =100,000円	
②ハイリスク分娩手当 (帝王切開をしない)	30,000円×5件 =150,000円	
③ハイリスク分娩手当 (帝王切開をする)	10,000円×5件 =50,000円	20,000円×5件×1人 =100,000円
事業経費計	300,000円	100,000円

(4) 様式への記入例

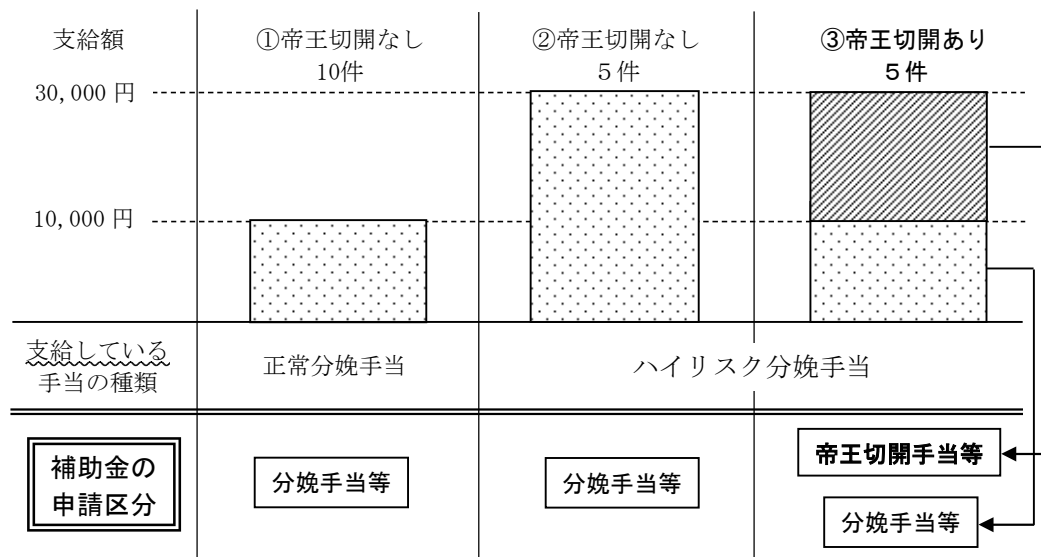
様式第3号「3 分娩手当等の単価及び職種別支給状況」の記入例

対象職種等	手当の対象となる 分娩件数(職種別)(A)	手当単価 (B)	分娩手当等支給額 (A×B)
医師	①正常分娩 10 ②帝王切開を除く異常分娩 5 ③帝王切開 5	①10,000円 ②30,000円 ③10,000円	①100,000円 ②150,000円 ③50,000円

様式第3号の2「3 帝王切開手当等の単価及び支給状況」の記入例

区分	帝王切開件数 (A)	配置医師数 (B)	手当単価 (C)	帝王切開手当等支給額 (A×B×C)
区分なし	5	1	20,000	100,000

<パターンごとのイメージ図>



Q15: 帝王切開に限らず、手術全般に従事した医師に対して支給する手当があります。この手当を帝王切開手当等とみなすことは可能でしょうか。

A15: 帝王切開の件数分について、申請することが可能です。帝王切開に従事した医師に対して支給される手当であれば、要綱で定める「帝王切開手当等」に該当します。

Q16：当院の就業規則では帝王切開手当の規定はありませんが、帝王切開を行う医師に対して、手術のための待機に対する謝金を支払う規定があります。これを帝王切開手当とみなすことは可能でしょうか。

A16：帝王切開手当とみなすことはできません。
ただし、他に帝王切開を対象とする手当がなく、実際に帝王切開を実施した場合に限り、そのための待機に対する謝金を帝王切開手当とみなし、申請することができます。
なお、帝王切開手当等に、手術とあわせて、待機に対する謝金が含まれている場合は、帝王切開手当等として補助対象となります。

Q17：帝王切開の介助を行う助産師・看護師に対して手当を支給する場合、補助金申請の対象となるでしょうか。

A17：対象となりません。補助対象となる帝王切開手当等は医師に対する手当のみです。

Q18：なぜ、医師のみの手当を補助するのでしょうか。

A18：高齢妊娠・分娩の増加等により、リスクの高い出産の割合が増えており、帝王切開に対応する医師の負担が増加していることから、分娩手当等に上乗せ加算の位置づけで助成することとしました。